

中世の葬儀と喪服

——黒から白への回帰——

増田 美子

一、はじめに

喪制・葬法の研究に比して、喪服に関する研究は殆ど省みられていないのが現状である。従って、昨年『服飾美学』二十一号に、「日本古代における喪服の研究―白系統～黒系統への変化を中心にして―」を發表し、古代から平安時代までの喪服について考察した。今回は引き続き、鎌倉から室町時代の喪服を葬儀形式との関わりで見えていきたい^①。

二、天皇の葬儀と喪服

『名月記』^②に、建久三年（一一九二）三月、後白河法皇が崩御した時の様子が詳細に記されている。これにより当時の天皇崩御の時の姿を見てみたい。

三月十三日に、後白河法皇は崩御した。この日に参内した殿上人達は、束帯や衣冠であったが、崩御したことによ

り、皆櫻を巻いた。そして、その夜に入棺が行われた。葬送は十五日であった。亥の刻（午後十時）庇の車の周辺に素服の殿上人達が従い、次いで公卿達が並んで歩行した。十九日、天皇は倚廬に渡り、錫紵を着け、公卿殿上人達は、束帯の上に素服（布袍・下襲）を着けた。そしてこの日に初七日の供養が行われたが、素服を賜った人でも素服を着けた人と着けない人と様々であった。素服を賜っても、個人の日の良し悪しで着服する為である。また天皇が倚廬の間も、位袍であったり吉服であったり種々である。四月二日に天皇は倚廬より出御し、橡の袍に鈍色の袴（柑子色）、引直衣に衣服を改めた。公卿殿上人達も素服を脱ぎ、この日に橡の宣言が出され、多くの人が二、三日中に諒闇に就いた。ただし、定家は日を見て、二十八日の戌の刻（午後八時）に既に密かに諒闇に就いていた。この時の定家は、狩衣・指貫・帯のみを諒闇装束にした。諒闇の間の装束であるが、公務の時は位袍を着け、殿上の役の際は橡袍を着け、行幸の時は位袍を着けるといふものであった。四月四日に、二十一日目の供養があったが、この時公卿達は大部分諒闇の束帯や直衣であった。しかし、吉服で櫻を巻いた者や吉服に垂櫻のままの者もいた。四月六日に参内した時も、橡を着た人と着ない人がいた。女房が言うには、諒闇装束を作るには何日か日数を要するからであるとのことである。個人の喪服は、一日で作らなくてはならないが、公のものはそうではないのである。九日に仏事があつた時には、定家は橡の束帯を着た。十一日に、二十八日の供養があつたが、この時の公卿達の中には橡もいたが、多くは吉服の束帯であつた。ただ櫻を巻櫻にしている者もいた。

以上が定家の記した法皇崩御の時の様子である。しかし、定家の記述では、崩御から賜素服までの次第については明確でないので、少々時代が下がるが、『明応凶時記』³⁴によってこの間の様子を見て行きたい。

明応九年（一五〇〇）九月二十八日に後土御門天皇が崩御した。天皇は、頭を南にして西に向いて臥していた。その夜の戌の刻（午後八時）に、天皇の頭の方と足の方を持って北枕とし顔は西向きにした。しかし、後で聞いたこ

とであるが、天皇の身体に直接手を触れるのは先例の無いことであつた。従来は疊ごと担いで北枕にするのが習わしであつたようである。この時の殿上人達の装束は、着て来たままの直衣や衣冠であつた。ただ、天皇が亡くなつたので纓を巻いたが、巻かない者もいた。異説もあるが、凶事には纓を内側に巻、吉事には外側に巻くのが通例である。十月四日夜入棺である。遺体は先ず湯帷子を着けて沐浴させた。この間遺体は冠をかぶつたままであつた。その後白布の帷子・下袴・襪を着せて入棺し、一緒に赤の普段の大口袴・直衣を入れた。板の上に茵を敷いてその上に棺を安置し、四方に普通の四季屏風を絵を外に、裏を内にして立てた。次に、西面の屏風の外に白木棚を置き、その上に四膳の料理と一膳の菓子を置いた。暫く食を進めて後、白木棚とともに撤去した。十一月八日に、泉涌寺の葬場殿を見に行つた。葬場殿は檜皮葺きで北面に車寄せがあつた。殿舎は、一間四方で棟は宝形で金彩玉で飾つてあり、その中に六角で白壁の火炉があつた。四方に門及び白木作りの鳥居があり、扉及び脇の壁は全て檜であつた。四方に額があり、金彩で文字が書かれており、東門の額は発心・南門は修行・西門は菩提・北門は涅槃であつた。この北門が柩の入る門である。柩を乗せる宝輿は八角の厨子で、黒塗りの柱に棟は宝形、金彩玉で飾つてあつた。八方には唐錦を張り、四方に鳥居があり、表の方に金の錠があつた。かじ棒は白木で生絹を縫つてこれであつた。四本の大幡は全て唐錦である。龍首の付いた天蓋も唐錦を張つたものであつた。十一月十一日夜葬礼。加茂祭の時の糸毛の車を華やかさを隠す為に生絹で包んで、これに棺を担いで乗せた。行列は、大夫二人が松明を持って先行し、次に廳官二人が前行、次に車副四人。次に車。次に香炉を持った大夫二人。次に召次二人。次に廳が従つた。次に宮(第三宮)が供奉。続いて公卿以下従つた。その装束は、直衣、衣冠、束帯等種々であつたが、全て巻纓であつた。④。まず仏殿の西面に車を寄せ、棺を担いで仏殿内の宝輿に棺のまま乗せた。九備菜を供し、読経。次に宝輿を担いで仏殿を出て葬場殿の北門から入り宝輿を火炉の上に置いた。その時僧衆皆葬場殿から出、すぐに

涅槃門を閉じ、煙りが上った。十二日朝、収骨の儀が行われた。

この土御門天皇の葬儀は、戦国時代のことであり、宮中も財政的に厳しい状態に陥っていた時でもある為、多少特殊な面がみられる可能性もあるが、基本的には天皇葬儀の伝統を継承していると考えられる。しかし、『左経記』に記された平安中期の後一条天皇の葬儀の時と比較してみると、入棺の儀に於いて多少の違いが見られる。後一条天皇の時は、

先是仰_レ後院_二令_レ調、薄物薄色御直衣、白生絹単重、同御袴入_三御棺、御冠、御錫紵_三同加入。

(類聚雜例長元九年四月二十二日条)

の如く、薄物薄色の直衣・白生絹の単重・同様の袴を入棺し、冠と錫紵をさらに加えて入棺している。しかし、後土御門天皇の場合は、白布の帷子と下袴と襪を着用させ、直衣と赤い大口袴を棺に入れ、冠と錫紵は入棺していない。

天皇・法皇等が崩御した時の葬儀の様子は以上のようなものであったが、これらの記述に基づきながら、天皇(以下上皇・法皇も天皇に含めることとする)崩御時の天皇以下諸臣の喪服について見て行きたい。

(1) 錫紵

錫紵は、天皇が直系の二親等以上の喪に服する時に着用するものであるが、十一世紀の錫紵は、鈍色麻布製の直衣型衣服であった。しかし、十二世紀になると、

大治四年七月二十七日癸卯、裏書、御錫紵事、相尋陰陽家榮之処、示_レ送云、…

御装束、御袍(腋闕)、半臂、下襲、表袴、皆太布染黒色等也、

(『中右記』)

の如く、大治四年(一一二九)の白河法皇崩御に際して、鳥羽上皇は祖父の喪に服する為に黒色太布の闕腋の袍、同じ布製の半臂・下襲・表袴を着用している。十一世紀の錫紵が、最上衣の直衣のみ麻布製であるのに対して、十二世

紀になると闕腋袍以下肌着以外の装束は全て麻布製となり、錫紵装束がより重装になつてゐることが窺える。建久三年に、後白河法皇が崩御した時の後鳥羽天皇の錫紵も、

件御冠、繩細燕尾切上緒、布黒染闕腋御袍、同半臂、緒一筋也、同下襲、同布単、表御袴、平絹鈍色御相單、柑子色大口、…相_三加繩御帶…卷_レ紙如_レ例、

〔玉葉^⑧〕

のように、黒染布の闕腋袍であり、以下の装束も同様である。

以降、錫紵は、黒染布の闕腋袍以下の装束が継承されて行く。大永六年（一五二六）に後柏原天皇が崩御した時の、後奈良天皇の錫紵装束も、

布黒染闕腋御袍、同半臂、下重、表袴、平絹鈍色御相單、柑子色大口、繩御帶、

〔和長卿記^⑨〕

と見える如く同様の構成である。

また、平安時代と同様に、冠が繩纓であり、帯が麻繩に紙を巻いたものであることは、『玉葉』『和長卿記』の記述から明らかである。

錫紵の着装の仕方であるが、北朝貞治三年（一三六四）七月七日、光厳法皇が崩御した時の、息子の後光厳天皇の錫紵次第が『迎陽記^⑩』に詳細に記されている。

貞治三年七月二十六日、戊子、今日渡_二御倚廬_一也。…柳筥上置_二御装束_一、

御襪_{黒染}、御大口_{柑子色}、御単衣_{純色}、表御袴_{以_三薄_三務_三撥_三作_三之}、御平緒_黒、御扇_{純色}、無、

次信兼朝臣、持_二參内藏寮御服_一、置_二御装束_一、西_一、_{純色綿御衣}、_重、_{同色單柑子色御}、_袴、_腰、_{以上裏白生立裏居衣爲}、…次着_二御御装束_一、_{吉御直衣}、_暫、_{向_二吉方_一}、着_二御

之_一、御装束畢、居御、徹_二御冠_一、_{吉御冠置}、_吉、奉_二加_二服御冠_一、次取_二貨布_一、縦_二三重押帖_一、御冠額引回奉_レ結_レ之、御本結

不_レ改_レ之、_變、_{此間御櫛二枚御髮搔等}、居_二柳筥_一、_{行事所}、_{調進之}、言長持_二參_一之、隆_二広朝臣取_レ之、如_レ形奉_レ理_二御髮_一、則返_二賜

言長、次御装束人、撤御装束、如元帖之置柳宮、召蔵人賜之、後之御冠留御所置御帳枕上方、……
八月九日庚子、今夜還御本殿日也、自渡御日至今日十三日、以日易月之謂也、内蔵寮官人、進御錫紵如初入柳宮、隆広朝臣持參之、隆広朝臣
依召奉仕、御装束、即令脱給、隆広朝臣帖之持出之、行事言長分之、於御袍、御下襲、半臂、御表袴、素
御帶者、類希入柳宮、居之高杯、授内蔵寮官人一、官人置宮主座前薦上、……

天皇が倚廬に渡御し、錫紵を着けたのは七月二十六日であり、崩御してから着服まで十五日を要しているが、平安時代以来、死亡してから着服までの日数はまちまちである。卜日、死者の状況、準備等様々な理由によると思われる。天皇は通常の引直衣（下に綾衣二枚・単衣・紅生絹袴を着けて）^①で出御し、これを脱いで錫紵装束を着け、縄纒の冠をかぶってその上から麻布を三重に折り畳んで冠の額に引き廻して結んだ。そして櫛と髪搔き等で型通り髪を整えて、すぐに錫紵装束を脱いだのである。十三日後の八月九日に除服が行われたが、この日も同様の儀式が行われた。^②

(2) 素服

天皇が崩御の時、近侍の者で素服を賜る命の出た者だけが素服を着けるのであるが、『名月記』によれば、先の後白河法皇崩御の時の公卿殿上人の素服は、

各着素服下襲、束帶之上着之、……

の如く麻布製の袍と下襲で、これを束帯の上に着けている。

また、仁治三年（一二四二）正月八日四條天皇が崩御し、二月十四日に三十五日の法要が営まれた。その時の素服は、

右大臣殿着位袍、其上令着素服給云々、素服人袍、黒染単ナル袍也。

（『平戸記』）

と記されており、黒染めの単の袍を位袍の上に着けている。これらのことより、鎌倉時代の素服は、黒染め麻布の単

の袍で、これを吉服の上に着けており、平安時代の素服を継承していることがわかる。

しかし、室町時代になると変化が見られる。『薩戒記』^④によれば、正長元年（一四二八）七月に、稱光天皇の初七日の供養が行われ、その時の殿上人の素服は以下のようなものであった。

少納言長政朝臣、素服、今朝、着之、云々、無文冠、卷纓、依可取布施着冠、不布狩衣袴、然之時、着烏帽子祇候也、其色如濃墨染、似留衣、非津留波美、又非風色之由有難之人、謂裾風色者只布志加禰染也、謂津留波美、風色ヨリ濃物歟、可尋、

長、…入_ニ尻於_ニ左股立中_一、取_ニ布施_一時引裾、……

右兵衛権佐明豊素服、今朝、着之、云々、無文冠、…布狩衣袴鼠色、……

己上兩人、狩衣袴裁縫之体、如_ニ淨衣縫越手本_一、各用_ニ布下袴_一、略儀歟、白大帷如_レ常、扇黒骨、用_ニ浅黄色_一、不素服殿上人、常時着_ニ烏帽子布衣_一、祇候、為事之日、取_ニ布施_一之時着冠、於_ニ狩衣袴_一者通用也、於_ニ公卿_一者、不_レ然、衣冠布衣各別也、但於_ニ指貫_一者通用也。

これによると、殿上人の場合は、巻纓無文冠に濃い墨染の麻布製狩衣を着用している。日常的には烏帽子をかぶるが、伺候等の時は冠に代えるのである。室町時代における素服の中心が狩衣形に移行するのは、吉服においても狩衣が正式衣として定着してくることとの関わりであろう。

更に、『和長卿記』によれば、

明応九年十二月十一日。今夜倚廬渡御也、…、今度公卿素服出納調_ニ進_一、黒染、布也、…素服様、長半服而有_レ衿、如_ニ無袖物_一也、故装束上打_ニ懸_一之也、

の如くに、明応九年（一四九〇）の素服は、袖無しで丈の長い衿付き半服（恐らく幅の狭い一幅の衣服）となっている。正長元年から明応九年の間に、このように大きく変化しているが、これはこの間に応仁の大乱があり、公家の生活の困窮度が増していたことと深く関わっていると考えられる。この素服の形態は、その後旧様に復することなく江

戸時代まで継承されていたのである。^⑤

また、帯であるが、『玉葉』によれば、重服帯は麻繩に紙を巻き、軽服帯は麻布に紙を巻くと見え、軽重で少々異なる。^⑥

そして素服は、

素服人々、毎ニ七日ニ装束上着ニ素服、寶布也、

〔名月記〕建久三年三月二十六日条

の如く、七日毎の法要の時に装束の上に着けたのである。

素服期間に着用する凶服であるが、貞治三年（一三六四）七月七日に光厳法皇が崩御し、七月二十六日に後光厳天皇は倚廬に渡御したのであるが、この時の公卿以下の装束について、『後愚昧記』^⑦は次のように記している。

一素服装束色制以下同具、可レ被ニ注下一事冠、卷襷無文、袍、平絹黒色、下重、鼠色無裏夏冬同、半臂、同上、単、色、表袴、平絹鼠色、或鈍色、裏柑子色、袷、

鈍色、或白、大口、柑子扇、或白、沓、鈍色鞆、恒、笏、不帶之帶、扇、

直衣、生絹、黒絹、練裏、或單、帷、白、袷、同、下袴、練、扇、花田、沓、鈍色、帯、色、鈍

狩衣、平絹鼠色、冬練、夏生、共無裏、衣、鈍色、或白、単、同上、指貫、右、見、

これによると、束帯・直衣は黒色平絹・生絹製であるが、狩衣は鼠色平絹製である。一条兼良の『後成恩寺殿下記』^⑧は、

着ニ素服一事。於ニ旧院ニ者、先着ニ凶服ニ参入。其上着ニ素服。於ニ内裏ニ者、吉服上着ニ之。

の如く法皇崩御の場合は、凶服の上に素服を着け、天皇の場合は吉服の上に素服を着けると記している。しかし、先にみたように、十二世紀末の後白河法皇崩御の時は、束帯の上に素服を着けており〔名月記〕、また、十三世紀半の四條天皇崩御の時も、位袍の上に着けたと記している〔平戸記〕。『玉葉』にも、

公卿并殿上人、於ニ北陣外、着ニ素服了、脱レ之帰ニ着陣ニ男女皆吉服上着ニ之也、是先例、（建久三年三月条）

とあり、吉服の上に着けるのが従来からの習わしであったことが窺える。『後成恩寺殿下記』は、十五世紀半の記録であり、『名月記』『平戸記』『玉葉』の記録との間には、二百年余の年月の隔りがある。恐らくこの間に變化したのであろう。

以上見て来たように、天皇及び公家の喪服の代表格である錫紵・素服の材質は、平安時代の伝統を繼承して黒系統の麻布製であるが、その形には變化が見られる。錫紵は、十一世紀から十二世紀にかけて、直衣形から闕腋袍形に變化し、素服は、鎌倉時代には袍形が主流であったものが、室町時代には狩衣形が主流になっている。そして更に、戦国時代になると、素服の形は簡略になり、袖無しの衿付き長着へと變化している。

(3) 諒闇服

天皇崩御の時、除服後一週間着用するのが諒闇服である。

① 天衣

天皇が錫紵を脱いだ後、亡き天皇の為に着用する諒闇服は、『名月記』の後白河法皇崩御の記述に見られるように、椽袍であり、その色は『玉葉』の記述により、殆ど黒に近い色であったことは疑いない^⑩。これは平安時代からの伝統の繼承である。袴は国書刊行会本『名月記』では、

例椽御袍、御衣、鈍色御袴、^{柑子}色御引直衣之由也、

となつており、袴の色が鈍色と柑子色の両方に記されている。しかし、この記述は『玉葉』の記述(註^⑩に引用)からして、「御衣鈍色、御袴、^{色、柑子}」^⑪なのではなからうか。十五世紀半の『後成恩寺闕白諒闇記』^⑫には、

諒闇中、主上御袴柑子色、女房常紅袴也、白袴依^レ人可^レ着也、

と見え、また、文明三年(一四七一)の後花園院崩御の時の後土御門天皇の諒闇服の袴も、

主上、御服御冠、緞、御服、御黒色御服、上下二被召之、永享改由小路内侍記、主上出御泉殿、御冠、緞白御服、上ニハ鈍色御服、御袴、色、火草也、(『親長卿記』)

の如く、やはり火草色(柑子色)である。以降袴の柑子色は、江戸時代にも継承されて行く。また、この記述により、天皇は諒闇中は緞纓冠をかぶることが窺える。

②公家

殿上人の諒闇服についても、『後成恩寺関白諒闇記』は詳細に記している。

殿上人椽袍、自ニ倚廬ニ還御後、被ニ宣下ニ之、椽袍以椽染之トクル事也、フシ、表袴、鈍色、紅裏、或柑子也云々、下襲、鈍色、殿上人椽袍殿上役之時金用事也、裏同平絹緞、張裏、着之、本官役時可為位袍ニ之由、見ニ月輪殿御記、…諒闇直衣、無文、卷、鈍色平絹直衣、同色指貫、白衣、合袴、

同束帯、無文位袍、鈍色、張裏、鈍色張面表袴、赤、同色張下襲、下襲裏張鈍色、表袴ラメラカス、平絹白袴、単、赤大口、…、襪、平、檜扇常、

無文卷纓冠、沓裏白、平絹、…

即ち、殿上人は天皇が倚廬より還御後椽の宣言を受けて椽袍を着ける。ただし、これを着るのは殿上の役の時のみであり、役所での職務に就く時は位袍である。これは、『名月記』の記録と同様である。椽袍は、椽の実とフシガネで染め、表裏同色で、表袴は鈍色で、裏は赤か柑子色である。下襲も鈍色を用いる。直衣の場合も無文の巻纓冠に鈍色の平絹直衣、同じく鈍色指貫、平絹の白単、平絹の赤下袴である。役職の場合の束帯は、無文卷纓冠をかぶり、無文の位袍で裏を鈍色の張りにする。鈍色張り表、赤裏でおめらかさない表袴をはき、鈍色平絹の下襲を着て、平絹白袴に赤い下袴、平絹の襪、裏白平絹の沓をはく。これらの装束は、平安時代後期以来殆ど変わり無い。

女官の諒闇服は、時代が下がるが、大永六年(一五二六)四月七日に後柏原院が崩御し、五月八日に諒闇服を着けた記録が残っている。その時の装束は、

青鈍唐衣、柑子色袴也、素服三人許着之、

(『和長卿記』)

の如く青鈍色の唐衣に柑子色の袴である。

三、公家の葬儀と喪服

公家の葬送については『名月記』に藤原俊成が元久元年（一一〇四）に死亡した時の様子が詳しく記されているので、これにより見て行きたい。十一月三十日に俊成は亡くなったのであるが、

まず息子の定家は、格子を下ろし妻戸を閉めた。すぐに蓆を敷き、枕元に灯をともし、衣服を直した。十二月一日に、入棺する衣服・敷物・覆い物等を僧侶達に任せて作らせたが、これらは全て紙で作られ、覆い物には梵字が書かれた。遺体は北枕で西向きにされた。僧侶が土器に水を入れ竹の葉を持って入り、水をそいだ。次いで棺の蓋を開け、敷物を下に敷き、小僧達が蓆の四方を持って棺の中に遺体を安置し、蓆の端を押し入れた。次に僧侶達が衣服を着けさせたのであるが、実際はただ覆っただけである。次にまた梵字を書いた紙で覆い、蓋をして、石で釘を十づつ打った。一つの釘は一回しか打たない。次いで棺の下から三箇所布で結び、更に一反の布を四等分して上下の結び布に結いからめた。これは綱にするものである。次ぎに生絹で覆い、紙捻りをとるところに結び付け、枕の方に小幡（原文は小襖となっているが、恐らく幡の間違いであろう）を立てた。これはなぜなのか理由は不明である。供養・布施が終わり、棺は下人が担ぎ、各々は藁履をはいて松明を灯して山中に掘った穴まで行き、四人が綱を取って棺を穴に納めた。まず、兄の三品成家が鋤で三度土を入れ、後は雑人が埋めた。その後、棺を担いだ棒を切って、中央に立てた。無事終わって、初夜の鐘を聞いてほどなく山中より帰った。翌日が日が良いので着服することとし、卯時（朝の六時）に染色して午時（十二時）に縫って、酉時（午後六時）に着服することとした。二日に着服したのであるが、定家の装束は鈍色の狩衣で尻を左にして袴に入れ、次いで素服を着け、暫くして素服

を脱ぎ、これを置いて退出した。

公家も親や近親の為に着服する時は、素服を着けるのであるが、これは『名月記』によれば、葬儀の後、日を見て行われる。そして、一日で染めて縫い上げ、一時着るとすぐに脱いでしまうのである。

公家の着服については、『師守記』に詳細に記されているので、これで補って行きたい。康永四年（一三四五）二月六日に中原師右が亡くなり、十二日に初七日の法要が営まれた。この日に、息子の師守は、

今日予初著^レ色、白直垂、無ツニヒボ、

の如く白直垂を着けた。十九日に、十四日の法要があつたが、この日も、

早旦、家君^{白直垂、ツユ}予^{白直垂、ツユ}

の如く、兄師茂と師守は、やはり白直垂を着けている。この日の夜に著服の儀が行われた。

今日依^レ為^ニ吉日^ニ著服、戌刻家君、於^ニ曹局東庇間、令^レ著^ニ黒染狩衣^一給、染フシ、カ子、向^ニ乾方^一、乍立、令^レ著^ニ素服^一給、即除^レ之、鳥帽子同令^レ著^ニ白布直垂^一給也、脱^レ之給、鳥帽子同令^レ著^ニ白布直垂^一給也、

御著服目録

- 一 御装束二具、布染フシカ子、大帷二、布染、
- 一 平絹烏帽子二領、但今度被用常烏帽子、依懸出来也、代二百文、
- 一 花田檜扇二本
- 一 赤沓二足、但今度被用常沓古物、裏フシカ子、紙ニテヘルナリ、
- 一 黒染平絹帯二筋、家君、直講、一大口物也、

此外素服御装束二具如小狩衣、布如上許、帯二筋布、染カネ、

一平絹帯懸帶各一筋、染フシカネ

一素服麻布唐衣染フシカネ、

已上姫御料御分

これによると、死亡してから十四日目の戌刻（午後八時）に、喪主は、平絹の烏帽子を被り（今回は日常の烏帽子を用いた）、縹色に染めた布の大帷子にフシガネで黒く染めた布狩衣を着け、黒染め平絹の帯を締め、尋常の大口袴をはき、赤い沓を履いて、縹色の檜扇を持った。そして、立ったままでその上にフシカネ染めの布の小狩衣のような形をした素服を着け、すぐに脱いだ。次に、ご飯を一口食べた後、黒染め狩衣以下烏帽子まで脱いで、白布の直垂を着けた。続いて師守自身も同様の著服の儀を行った。そして、更に姉（姫）の著服の儀が行われたが、その素服は、フシガネ染めの麻布の唐衣であった。以後二十一日、二十八日と七日毎の仏事が四十九日まで行われるのであるが、その間師茂・師守兄弟は、

三七日也、早旦家君令著黒染狩衣、給、持花田檜扇、子著黒染狩衣、持花田檜扇、…面々帰宅、家君子脱_二黒染狩衣_一、著_二白直垂_一、の如く、仏事には黒染狩衣を着て、家に帰ると白直垂に着替えているのである。

このように南北朝期における公家の素服は、先に天皇崩御の場合の素服条で見たように、黒染狩衣であるが、「小狩衣」と記されているように、少々小ぶりに作られたものようである。また、素服の下に着ける凶服であるが、これは昇殿の場合と異なり、黒染布狩衣であり、帯も天皇崩御の場合と異なり、黒染平絹の帯である。

一方、女性の素服は、黒染麻の唐衣であった。

四、武家の葬儀と喪服

武家の葬儀については、將軍足利義満が応永十五年（一四〇八）五月六日に亡くなり、『鹿苑院殿薨葬記』に、
同夜潜自_ニ北御所_一、奉_レ盜_三出于_二等持院_一、其儀密々也、

の如く、亡くなった夜に密かに遺体を盗みだし、等持院に安置している。このことは、文治四年（一一八八）二月に九条兼実の息子藤原良通が死去した時も棺を盗み出すと『玉葉』は記しており、これは当時公家武家を問わず行われていたことなのであろう。『教言卿記』は十日の等持院での茶毘について次のように記している。

今日鹿苑院殿、於_ニ等持院寺_一御茶毘云々、此間細々奉公輩、浄衣ニテ御共、：

一御所 御浄衣、御藁沓役教冬卿、御劔教有朝臣、

新御所 同、御藁沓教興朝臣、御劔豊光朝臣、

一公卿 日野一位大納言、帥中納言、北畠中納言、勸修寺中納言、前右兵衛督、中山宰相、別当、

一殿上人 豊光朝臣、教興朝臣、：

十一日

一御取骨早旦之儀云円、

御浄衣

御所

新御所

一位大納言、

これによると、茶毘に参列した息子である將軍義持及び義嗣をはじめとして公卿・殿上人・奉公輩全て浄衣を着用している。これは翌日の取骨儀の時も同様である。また、『鹿苑院殿墓葬記』には、茶毘の日の殿上人以外の人々の装束が記されており、それによると、

管領墨染衣袴、勘解由小路入道、精直親、自故御所賜之云々、諸大名、沙弥等各鎧直垂、紺、奉行己下如_レ此_{云々}。但俗男者思々直垂也_{云々}。

の如くであり、管領の墨染衣袴の他は鎧直垂や種々の直垂姿であった。

將軍足利義晴は、天文十九年（一五五〇）五月に亡くなったのであるが、その葬儀の様子が『万松院殿穴太記』^②に詳細に記されているので、これにより武家の葬儀の様子をみて行きたい。

五月四日に亡くなり、七日の寅の刻（午前四時）に桶に入れて輿に乗せ、忍びやかに東山慈照寺に移し、輿を西向きに据えた。未の刻（午後二時）に、等持院の僧がやってきて沐浴をした。髪を剃り、墨染の衣に袈裟を着けさせ、帽子をかぶせた。宰相中将は、この日から素服を着けた。九日に、御台は髪を落とした。二十一日に慈照寺の中に葬場の普請をした。代々の葬礼は等持院で行っていたが、乱れた世なので慈照寺で行うことになったのである。仏事が終わった後、素服の二人が輿を担ぎ出した。大屋は、七間四面で、高さ一間・横三寸の板を左前に檜垣のように打って、上中下に縁がある。四方に一間半の口を開け、その通りには高さ二間の鳥居を設けてある。四方に額を掛け、東は発心門、南は修行門、西は菩提門、北は涅槃門で真中に火屋がある。火屋は一間半の四角形で高さは二間、屋根はのし葺に破風を打っている。小壁は板で、柱はぬきが無く、裾を広げて建ててある。火屋の穴は、龕の入る程度に掘り、角をとったので八角形のように見える。四方に輿口がある。白壁を塗った。まず先頭に白鶴毛の太くてたくましい馬に、黒鞍を置き、鈍色の鞆をかけ、鐙の中まで黒塗りにして、素服の一人が馬に添って火屋

を三度回り、その後は炬を執る人が取ることが例となつていたので中間が乗って出て行つた。次に炬松を力者が持ち、鉢は行者が打つ。次に赤地の文字を書いた金襴の幡四流を四人が持つ。鉢は平僧四人が勤めた。鼓は西堂四人が打つた。燭台、香炉・花瓶、湯瓶、茶湯、掛真、雪柳四本は平僧十一人が持つた。位牌は本来は家督が持つべきであるが、乱れ世なので慈照寺の院主が持つた。龜は力者四人が担いだ。次いで僧達が阿弥陀を唱えて歩んだ。次に山頭の仏事があつた。執炬・奠湯・奠茶・念誦・挙経があり、何れも火屋の内を三辺回つた。そしてその後火葬にした。この間、大納言・中納言達は、烏帽子直垂姿で西の築地の際に着座した。その日の末の刻(午後二時)に収骨が行われた。五月二十六日に中陰結願が行われ、この日に除服である。酉の刻(午後六時)に宝泉寺の門の外に屏風を立て、火を灯して吉服に改めた。祓をして、公卿の一人が素服を持って出た。閏五月二十三日に四十九日の仏事が行われた。

以上が足利義晴の葬儀次第であるが、義晴は、剃髪して墨染衣に袈裟を着けさせ、法鉢にして入棺したのであるが、これは、延徳二年(一四九〇)正月七日に亡くなった將軍足利義政の時も同様であつた。この他の足利將軍の入棺の様子は不明なので一概には言えないが、当時の武家は、法鉢にして葬ることが一般的だったのではなかるうか。この点は、天皇・公卿の葬送の仕方と大きく異なるところである。

また、喪服であるが、義満の時は葬送の参列者達の主立つた人々は浄衣を着ている。義晴の場合は、参列した大納言・中納言達は烏帽子直垂であるが、その色は不明である。義満の時代の浄衣であるが、応永六年(一三九九)に書かれた『装束雑事抄』に、

浄衣事

白布こはごはと調ず、上は布衣に同じ、…はかまも同じ布、…

と記されており、狩衣形で上衣も袴も白布製であることがわかる。即ち、一四〇八年の義満の葬儀の時には主たる参列者は、白の喪服を着ているのである。

『建内記』の永享十一年（一四三九）二月十八日条に、

今日向_ニ右中弁明豊朝臣父喪、自_レ門外示_レ之、_レ彼朝臣凶服也、布直垂浅墨ニ染_レ之、彼父卿在世、逢_ニ父中納言_{眞俊}喪之時、直垂只白色、不_ニ浅墨、今如_レ此如何、当時大炊御門前内府逢_ニ故内府_{宗氏}公服時、直垂浅墨也、其時、故甘露寺一品_{兼長}卿、只可_レ為_ニ白色_一敷之由、有_ニ背後_一也、

の如く、中御門明豊の父が亡くなったので万里小路時房がその弔問に行ったところ、明豊は浅墨染の直垂を着ていた。しかし、明豊の父が在世中、その父の喪に会った時はただ白の直垂であつて、浅墨色ではなかつた。当時、大炊御門前内府が故内府の喪に会った時浅墨の直垂を着ていたら、故甘露寺兼長がただ白になすべきであると言つていたといふことであり、浅墨色と白色といずれが正しいかもめていゝという点からして、一四〇〇年頃には、白色の喪服がかなり用いられていたことが窺える。やはり、この時期に書かれた『海人藻芥』の僧俗重服事条に、

俗人之服衣者、白直垂也、袖ノ露ヲ令_レ略トテ糸モナシ、紐計也、紐ヲモ略スル説アリ、可_レ為_ニ所意_一也、烏帽子モコユヒヲ略スル也、童形モ着服ノ時ハ眉ヲ不_レ畫云々、鎌倉ニハ白布ニ墨ヲチト入_レテ薄墨ニ染也、

と見え、僧侶以外の人の喪服は、露を略した白色の直垂が一般的であることが窺える。薄墨に染めるのは、鎌倉時代の風習であり、白の方が新しい風習のようである。公家の項で引用した『師守記』でも、着服の儀や法要の時のみ黒色狩衣を着るが、日常の喪服は白直垂である。従つて、十四世紀の半頃には、喪服は白系統に移行してゐると考へてよいであらう。

この白系統の喪服は、以後も継承されてゆく。『幽齋尊翁御葬禮記』に、慶長十五年（一六一〇）九月十八日の細

川忠興の父藤孝の葬儀の様子が記されているが、その時にも諸士は白い小袖に上下、舎人は白い素襖を着、女房は白い絹かづきを被っている。しかし、忠興だけは、鈍色の束帯である。

これらのことからして、素服以外の喪服の場合、伝統に則った束帯等は黒系統となるが、十四世紀半頃より白系統の喪服が一般的になっていたことが窺える。

五、おわりに

以上、中世における天皇、公家、武家の葬儀と喪服を見てきたわけであるが、ここに引用した公家の葬儀の例は一三〇〇年頃のもので、天皇の葬儀と武家（將軍）の葬儀はいずれも一五〇〇年前後のものであり、その間には三〇〇年もの隔たりがある。また、天皇と將軍はいずれも火葬であるのに対して、公家のは土葬である。従って、この三者を一樣に比較することは出来ないのであるが、それにしても、死者装束は三者三様である。天皇の場合は、白布の帷子・下袴・襪を着けて入棺し、上から直衣と大口袴を入れるというものであり、公家の場合は、紙衣（梵字を書く場合もある）を遺体に掛けるのみであり、將軍は、髪を剃り墨染衣に袈裟をかけて法躰にして入棺するというものである。

將軍が法躰となって葬送された背景には、当時の武士の精神生活が窺える。殺生を業とする武士の生活は、極楽浄土への道と相矛盾するものである。しかし、死に直面した時に願うのはやはり極楽往生であったであろう。そしてこの武士の葬祭に深く関わったのが、禪宗である。禪宗は十三世紀半ばには既に葬式に関与しており、南北朝期にはその関わりを深めている。在家の死者に戒法をさずけて出家させ、浄土へ導いているのである^④。

喪服の色も、南北朝以降白が主流となってゆくが、これも禪宗が葬式に深く関わってゆくことと関係があるのでは

なからうか。禪宗の僧は従来のものとは全く異なった法衣を用いた。それは中国様式の直綴であり、その色は通常紺または黒であった。そして、室町時代になると、直綴と同形の道服が用いられるようになり、これは白色のものが主流である。しかもこの道服は、上流武家や公家等で仏門に入った、入道が着用するものであった。⁵⁾このように、室町時代になると禪宗の僧服に白色がみられるようになる。このことと、喪服の白色への変化とは関わりがあるのではなからうか。

そして、白色の喪服を着用した背景にあるものとして、武士の公家文化からの精神的自立志向が考えられる。鎌倉時代においては、まだ喪服は黒系統が主流であった。しかし、建武の中興を経て、天皇中心の公家政権に対して絶対的優位に立った武家政権は、精神的にも自立していった。その結果が、喪服への白系統の登場と考えられる。天皇崩御に伴う伝統的な錫紵・素服・諒闇服、及び公家・武家の葬儀に一時的に着用する素服装束以外の喪服が白系統に変化していったのは、武家政権下における武士の精神的自立の結果によると言えるのではなからうか。そして、このことに対して大きな役割を担ったものに、禪宗があったと考えられるのである。

註

- ① 喪服に関する先行研究については、拙稿「日本古代における喪服の研究」の注1を参照。中世の葬送については、水藤真『中世の葬送・墓制』（吉川弘文館）がある。
- ② 『名月記』（国書刊行会本）建久三年三月十三日条。

院已崩御、：即着_二束帯_一先參_二闕白殿_一、：藏人次官親国着_二衣冠_一、：此間殿上人等皆卷纓、：御入棺今夜也、十四日、：謁_二宰相_一中将_二云、諒闇物具等小々尋申、：隨_二本府役時着_二位袍_一、殿上役着_二鶴波美_一、行幸之時着_二位袍闕腋_一、：十六日、：夜前之儀、亥時許出御、庇御車、下北面物六人、取_二松明_一在_二御車前_一、殿上人素服在_二御車辺_一、其次公卿相並步行、：十七日、：今日卿相人々相語云、内裏給_二素服_一人、其日雖_二給_一、以_二私日次着_一之、又御倚廬之間、或着_二位袍_一、或着_二吉服_一、：十九日、：

③

初七日講筵不被_レ始已前、被_レ立_二御誦經使、_一今日公卿以下卷纓垂纒樣々也、素服人々或着_レ之、或未_レ着、渡_二御倚廬、亥時云々、二十四日、藏人範孝語云、入_二御倚廬之儀、其後公卿殿上人相引向_二東車寄門、南上東面列立、各着_二素服、下襖、束帶之上着_レ之、二十六日、素服人々、每_二七日_一裝束之上着_二素服、_一廿八日、今日日次宜、仍密々先着_二諒開、狩衣、指貫、四月二日、次撤、倚廬御裝束、被_レ改_二御裝束、_一例橡御袍御衣、鈍色御袴、御引直衣之由也、四日、三七日也、今日兼宗、成定、雅行朝臣、冬衣冠垂纓、下官兄弟卷纓、頭家_{夏束帶}、隆保同_レ之、已上吉服、經仲、兼定、諒開束帶、公卿大略諒開、衣相交、六日、參_二宮御方、頭亮藏人佐等着_レ橡、右大弁藏人頭亮等未_レ着_レ之、殿下女房云、諒開御裝束等兼_レ日被_二調儲、私不吉一日之内調_レ之也、於_二公事者_一不然云々。九日、天晴、辰時着_二束帶、_一橡、參_二六条殿、坊門中納言御仏事也、十一日、天晴、未時參院、束帶、即被_レ始_二四七日御講、_一頭家_{卷纓已下吉服束帶多、信清朝臣橡束帶、}明_二凶事記_一（『統群書類從』三十三卷下）明_二九年九月二十八日_一条。

既有_二御事也、_一南首西面臥御、今夜戌刻訖、有_二御北首之事、_一其儀侍從巫相奉_レ持_二御枕方、_一御枕共東方、_一御引廻、予奉_レ捕_二御足、_一上之方西方ヲ向手ニテ抱持テ、西南方へ奉行廻之間北公卿、直衣、予、衣冠但裝束者今晝馳參時之体也、別不_レ相_二着_レ卷纓者、有_二御事、以後首成御、兩人退出之後、内々備衆相寄西面ニ奉成也、卷纓、予、衣冠但裝束者今晝馳參時之体也、別不_レ相_二着_レ卷纓者、有_二御事、以後各卷纓、卷纓事、吉事之時者、外方へ卷、凶事之時者、内方へ卷、是諸家多分之說也、守光朝臣等不_レ卷纓也、十月大後聞、北首之事、直不_レ奉_レ触_二手於玉體者先例也、故每度量共奉昇之、成北首之儀也云々、一御浴湯、一浴後着_二御下袴、御襪、_一皆白布也、次又御直衣、御大口、亦不斷着_二御、御入棺之時同奉_レ入_二御棺也、_一御入棺儀畢、板上敷_二御茵、_一御浴湯之時、御茵通用、其上奉_二安御棺、_一西面四方立_二廻御屏風、_一不斷御全等之時被_レ立ヲ外ニ成テ立也、其廻疊如_二元敷_レ之也、次供_二御膳、_一西面御屏風外置_二白木棚、_一次陪膳、御膳數四膳、御菓子一膳、已上五膳、暫_レ而進寄撤_レ之、十一月八日己未、晴、今日泉涌寺葬場殿為_二見物人々同道、_一葬場殿檜皮葺也、北面有_二御車寄、_一其在所山門跡西南角也、檜皮葺殿舎一間四面也、棟宝形也、以_二金彩玉、_一其中中央有_二火爐、_一白壁四方有_二門、_一白木作鳥居也、扉并脇壁皆檜檜也、四方有_二額、_一以_二金彩字、_一東門額宛心、南門修行、西方菩提、北方涅槃、以_二涅槃門_一為_二入御之御門、_一宝輿六角之龕也、柱黑塗、棟宝形、以_二金彩玉、_一八方以_二唐錦張_レ之、四方有_二鳥居、_一面方有_二金鑰鎖之、_一轅白木也、以_二生絹_一縫裹_レ之、大幡四本皆唐錦也、有_二龍首天蓋、_一同以_二唐錦張_レ之、十一日壬酉、晴、今夜御葬禮也、次御車_{以生絹裹之、小八葉也、先朝出納為隱過差、指_二寄東面妻戸、_一次值衆昇_二御棺_一奉乘_レ之、行_二列樣、_一先諸大夫二人取_二松明_一前行、次廳官二人左右前行、次御車副四人、次御車、以諸大夫二人、右相從、次召次二人、次廳相從、次圓滿院宮御供奉、次公卿花山院前左大臣、}

- 大納言、直衣民部卿、衣冠前権中納言、同上按察、同上中山中納言、直衣藤原資直、束帯、纓奉_レ昇_二御棺_一於_二仏殿内_一奉_レ乘_二宝輿_一、御指共、奉乘也次撤_二御屏風_一、次供_二九備菜_一、次読疏、奉_レ昇_二宝輿_一、出_二仏殿_一至_二葬場殿_一、即入_二北面涅槃門_一、次宝輿昇_二居爐上_一之時、僧衆皆出_二葬場殿_一、即閉_二涅槃門_一、十二日壬戌、晴、今朝即御収骨儀也、
- ④ 『明心凶事記』には記されていないが、『敦有卿記』(『統群書類従』巻九九一)によれば、応永五年(一三九八)正月十七日に崇光院の葬儀が行われた。その時「其儀別限、各布衣着_二薰香_一、参_二候庭上_一」の如く薰香を着けている。従来からの風習として、恐らくこの後土御門天皇の場合も薰香を着用したと考えられる。
- ⑤ 『左経記』は史料大成本を使用。
- ⑥ 拙稿「日本古代における喪服の研究」九頁参照。
- ⑦ 『中右記』は、史料大成本を使用。
- ⑧ 『玉葉』は、国書刊行会本を使用。
- ⑨ 『和長卿記(普別記)』は、『統群書類従』巻三二五による。
- ⑩ 『迎陽記』は『大日本史料』北朝貞治三年七月二十六日条による。
- ⑪ 『玉葉』建久三年三月十九日条に、「主上着_二御装束_一、吉服御引直次、綾_二御衣_一、単衣、紅生御袴等也」と記されている。
- ⑫ 『玉葉』建久三年四月二日条によれば、「頭中将持_二参錫紵御装束_一、去月十九日所召之御装束也、御冠、先是連安房了云々、次召忠季朝臣、奉仕御装束、依安元例、只着御大口、御相、表衣等、自余略了、着御了」と記されており、除服の時は先例に倣って、簡略になり、大口、相、表衣のみしか着けていない。
- ⑬ 『平戸記』は、史料大成本による。
- ⑭ 『薩戒記』は、『統群書類従』巻三一五による。
- ⑮ 『基量卿記』(『古事類苑』礼式部二八)延宝六年(一六七八)六月二十日条に、「臣素服。一大形大帷ノ袖ナキ物也。布襪、鼠色」とあり、袖なし羽織のような形態の図が載せられている。
- ⑯ 養和元年十二月五日条に、「着_二素服_一、重服帯麻繩、紙ラ巻也、軽服帯、麻布布卷紙也」と見える。
- ⑰ 『後愚昧記』は、『古事類苑』礼式部二八による。
- ⑱ 『後成恩寺殿下記』は『統群書類従』巻九九一による。

①⑨ 『玉葉』は、後鳥羽天皇の諒闇服について、「黒御直衣・鈍色二御衣・柑子色御袴等也」と記している。

②⑩ 『後成恩寺闍白諒闇記』は『続群書類従』巻九九二による。

③⑪ 『親長卿記』（『古事類苑』礼式部二八）文明三年二月十七日条。

④⑫ 『名月記』元久元年十一月三十日条

以レ此小僧小冠、御席許ヲ奉レ引下、灯ヲ御枕ニともして、御衣等ヲ令レ直、先レ是、予自下ニ格子、閉ニ妻戸、…十二月一日、

…喚ニ阿籠僧、可レ入ニ御棺ニ物具等、梵字事等示レ預レ之、以レ紙作ニ御衣、又有ニ敷物、有ニ覆物、書梵皆紙也、任ニ僧達ニ令レ調、

…臨終時小僧重次、昇ニ御棺ニ自ニ堂後戸ニ入ニ御遺戸、安置東方、御後北首、僧以ニ土器受レ水、以ニ竹葉、結之、ハケ参入、聊

奉灌様ニする也、次件杓土器等置ニ初下、アヲ次開ニ御棺蓋、先取覆、敷ニ敷物於ニ棺中、次小僧成安、重次、信乃房、以ニ御席四

方奉ニ安棺中ニ了、押ニ入席端、次僧達寄奉レ令レ着ニ御衣等、也、次又覆ニ梵字書紙、次覆ニ蓋、次釘ニ釘、釘十云々、以レ石打

之、一打次自レ下融ニ布三所結ニ之、件布只今、切之也、次布一段ヲ四ニ切て、上下の結布に融天からむ、是綱料云々、次覆ニ生絹、以レ紙

捻ニ所々結ニ付之、御枕方に立ニ小襖、何事、次緇素入道場供養仏経、次例時了、如レ形布施了、各出著ニ薰履、成安著ニ薰履取ニ

松明ニ昇、御枕灯ニともし付了出、次重次小僧奉レ昇ニ御棺於ニ縁下、…昇巽山経塔南入ニ山中、奉ニ安穴口、僧達呪願、次読例

時、次四人者取ニ綱奉ニ安穴内、僧達行ニ之、次三品以レ鋤三度入レ土給之後、以ニ雜人等ニ令レ出埋、棺のあうこを切て中央ニ立

云々、無程事訖、聞ニ初夜鐘、不レ経ニ幾程帰ニ自ニ山中、…著服事明日宜日也、卯時染色、午時裁縫、酉時可レ著由、…二日、

…今日可レ著服、…予装束具鈍色、衣尻左袴ニ入、次著ニ素服、其入ニ安坐、小時脱ニ素服、付簡令、置ニ之退出、

⑤⑬ 『師守記』は、『大日本史料』貞和元年二月六日条による。

⑥⑭ 『鹿苑院殿葬記』は、『群書類従』巻五一九による。

⑦⑮ 二月二十日条。「二十二日入棺、同夜可レ盗ニ出嗟峨辺堂」

⑧⑯ 『教言卿記』は、『大日本史料』応永十五年五月六日条による。

⑨⑰ 『万松院殿穴太記』（『群書類従』巻五二〇）

五月四日戊辰の辰の刻に。御年春秋四十と申に。臨終正念にましまして御事きれさせ給けり。…七日寅刻に穴太の新坊より
むなしき御からを東山慈照寺に出し奉る。桶に入れながら御輿にめさせて。…斯て御こしを石山の間の西向にかきすへ。…
今日未刻に等持院の僧衆まいりて御沐浴の事。等持院蔭涼軒御髪をそらる。なをよくそり奉りて。…墨染の御衣。袈裟。御

帽子杯させ奉る有様。目も当れず。：宰相中将殿はけふより御素服を着し給ひけり。九日の辰刻ばかりに御台の御方御ぐしを落させ給ひて。：二十一日：東山の麓慈照寺の中に葬場の普請を致す。代々の御葬礼は北山等持院にて有りしに。今は乱れたる世中といひ。：城山の麓にて葬礼し奉る。：仏事果て上野民部大輔信孝。伊勢守貞孝兩人素服して玉の御輿を昇出し奉る。大屋は西の門に向て方七間四面に。高サ一間横三寸ばかり成板を左まへにひがきのごとくうちて。上中下にふちあり。：四方に一間半の口をあけ。其通には高サ式間の鳥居有。四方に額を打たり。東は発心門。南は修行門。西は菩提門。北は涅槃門。真中に火屋有。四角方一間半。高サ二間。屋根はのし葺に破風を打たり。小壁の程は板也。柱にはぬきもなく、すそをひろげてたてたり。火屋の穴は龜の入程に四方に掘て。角を置きたれば八角に見ゆ。四方にはこし口あり。白かべぬり参りて塗りたり。：先御先へしる鶴毛の太く逞しきに。黒鞍置て鈍色の鞆かけ。鍔のうちに至る迄黒塗なり。：素一服にて御馬に添ふて。火屋を三度廻りて後。此御馬をば乗炬の人の取が例にて。妙安和尚の中間に渡せば。即乗てぞ出にける。：次に炬松は力者持たり。鉢は行者打之。次に赤地の金襴幡四流。書文持者四人持之。鉢は出世の人の附べかりしに。出世の人なくして平僧四人勤之。鼓も長老なければ西堂四人是を打。燭台。香炉。花瓶。湯瓶。茶湯。掛真。雪柳四本。何も平僧十一人にして次第に持之。：御位牌は御家督の爲に持給ひ諸大名供奉すべかりけるに。乱国のうちなれば。御猶子慈照寺の院主瑞耀尊丈ぞ為に持給ひける。：御龜は力者四人昇之。次に衆僧は阿弥陀の大咒を唱へて歩みつれたり。次に山頭の仏事あり。乗炬は妙安和尚。奠湯は東福寺の寂龍和尚。奠茶は嵯峨臨川寺孫西堂。山頭念誦は子建西堂。拳経湖月西堂。何も火屋の内を三返廻りて。：御身は忽に化して暮天教行の煙と立ちのぼり。：此間西の築地の際に飛鳥井前大納言。日野大納言。広橋中納言。：皆烏帽子直垂にて着座せしとかや。同日未刻に御取骨の事あり。：五月二十六日鹿苑院にて御中陰の結願有。：斯て比叡辻の御所にて御除服の事有。：西の刻ばかりに宝泉寺の屏重門の外に屏風を立、火を燈して。刑部卿有春卿参りて。御衣を吉服に改めて。中臣祓を修して祓ひ奉りて御素服をば有春卿取て出たり。

㊸ 『藤涼軒目録』（『大日本史料』延徳二年正月七日条）に、「十一日、：相公此日、沐浴之規式、剃除鬢髮、而披（被）法服」と記されている。

㊹ 『玉葉』によれば、藤原良通が死亡した時も出家させているが、二十二日の入棺の条に、「佛殿上人、書野草衣梵字云々」と見え、「野草衣」に梵字を書いている。この「野草衣」は、『名月記』の「紙衣」と同様に粗末な衣服と考えられ、法服ではない。

- ⑩ 『装束雑事抄』は、『群書類従』巻一一八による。
- ⑪ 『建内記』は、大日本古記録本による。
- ⑫ 『海人藻介』は、『群書類従』巻四九二による。
- ⑬ 『幽齋尊翁御葬禮記』（『群書類従』巻五二一）に、「辻堅の諸士：白き小袖に上下を着し：舎人四人にて引て、烏帽子に白きすをう」とみえる。
- ⑭ 圭室諦成「禅思想の日本的展開」（講座『東洋思想』一〇東京大学出版会）一四七頁～一五一頁。
- ⑮ 井筒雅風『法衣史』（雄山閣出版）一九八頁～一九九頁。

（ますだ よしこ 本学教授・服飾研究室）